

平成 30 年

1 月号

濱田会計事務所通信

平成 30 年 1 月 5 日発行 Vol.5

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。
昨年 1 月に開業して以来、皆様のお力添えを頂きまして無事
1 年を迎える事が出来ました。
皆様のお役に立てますよう初心を忘れず、一層努力をして参る
所存です。
今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。



<税務/会計トピックス>

医療費控除の変更点と注意点

(1) 医療費控除は領収書が提出不要となりました。

平成 29 年分の確定申告から、領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。ただし、医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があり、税務署から求められた時は、提示又は提出をしなければなりません。

医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。

平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書の添付又は提示のどちらでも選択することができます。

(2) 家族の医療費も対象

医療費控除の対象となる医療費とは「その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のため」に支払った医療費が対象となります。従って、例えば夫と妻のそれぞれの医療費の領収書がある場合であっても、それぞれが医療費控除の申告を行なうのではなく、どちらか一方がまとめて医療費控除の申告を行なうことができます。

(3) 通院するための費用

医療費控除の対象となる医療費には医師等による診療等を受けるための通院費を含みます。ただし、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。

医療費控除の対象となる通院費とは、原則として電車やバスといった公共交通機関ですが、公共交通機関がない場合や緊急を要する場合などはタクシー料金も医療費控除の対象となります。



<相続・贈与税のお話し>

贈与税の配偶者控除特例の活用

夫婦間については一般に贈与という認識が薄く、また、残された配偶者の生活保障を考慮して、居住用不動産等の贈与については基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円まで控除（配偶者控除）できる規定が設けられています。

本特例は相続開始前 3 年以内の贈与であっても、相続税の課税価格に足し戻されません。

適用要件

- ① 婚姻の届出をした日から、居住用不動産等の贈与をした日までの期間が 20 年以上の夫婦であること。
- ② 配偶者から贈与された財産は、国内にある居住用不動産又は国内にある居住用不動産を取得するための金銭であること。
- ③ 贈与を受けた者は、贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までその居住用不動産に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること。
- ④ 過去に、今回の配偶者からの贈与について、配偶者控除の規定の適用を受けていないこと。
- ⑤ 一定の書類を添付して贈与税の申告を行なうこと。

本特例の場合、贈与税については 2,000 万円部分までは控除されますが、相続より贈与での移転の方が、登録免許税や不動産取得税は多くかかります。



また、居住用不動産である土地等を贈与により取得した場合には、その土地等は相続税において小規模宅地の特例の適用を受けられなくなります。従って、贈与により発生する諸費用の負担や、小規模宅地の特例の不適用を加味しても贈与税の配偶者控除を適用した方が有利か否かの判断が必要となります。

生前贈与をご検討の方は、是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

